

○京丹後市かぶと山虹の家条例施行規則

平成16年4月1日

規則第142号

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市かぶと山虹の家条例（平成16年京丹後市条例第189号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 市長（条例第14条第1項に規定する指定管理者に京丹後市かぶと山虹の家（以下「虹の家」という。）の管理に関する業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下次条から第9条までにおいて同じ。）は、必要があると認めるときは、虹の家の休館日を定めることができる。

2 前項の場合において、指定管理者が休館日を定め、又はこれを変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承諾を得なければならない。

(利用時間)

第3条 虹の家の利用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の申請及び許可等)

第4条 虹の家の利用の許可を受けようとする者は、かぶと山虹の家利用申請書（様式第1号）を市長に提出し、シャワーの利用は利用券を購入しなければならない。

2 市長は、前項の規定の申請に係る利用の目的が、適当と認めるときは、かぶと山虹の家利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付し、条例第5条の規定に該当すると認めるときは、かぶと山虹の家利用不許可決定通知書（様式第3号）により、申請者に利用の不許可を通知するものとする。

3 シャワーを利用する場合において、利用券の表示事項を抹消し、又は改変したときは、当該利用券を無効とし、その利用を許可しないものとする。

(利用者の遵守すべき事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼさないこと。
- (2) 公衆衛生上、好ましくない行為をしないこと。
- (3) 利用の許可を受けた施設及びその利用目的の達成に必要な部分以外に立ち入らないこと。

- (4) 許可を受けずに施設内において寄附の募集、飲食物等の提供、広告物の提示等を行わないこと。
- (5) 許可を受けずに火気等を利用し、又は所定の場所以外において飲食しないこと。
- (6) 施設内で喫煙しないこと。
- (7) 許可を受けずに備え付けた備品等を移動しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に指示した事項に従うこと。

(利用許可の取消し)

第6条 市長は、条例第8条第1項の規定により利用許可を取り消したときは、かぶと山虹の家利用許可取消決定通知書（様式第4号）により、利用者に利用許可の取消しを通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(入館の禁止等)

第7条 市長は、施設内の秩序を乱し、又は他の入館者に迷惑を及ぼし、若しくはこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命ずることができる。

(損壊の届出等)

第8条 虹の家の施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第9条 市長は、虹の家の管理上必要があると認めるときは、施設等の維持のため利用されている施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(利用終了の届出)

第10条 利用者は、虹の家の施設等の利用を終了したときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(原状回復の点検)

第11条 利用者は、条例第12条の規定により原状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、虹の家の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の久美浜町かぶと山虹の家の管理に関する規則（平成4年久美浜町規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月26日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年7月10日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第31号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の京丹後市天女の里交流施設条例施行規則、京丹後市小町公園条例施行規則、京丹後市網野山村体験交流センター条例施行規則、京丹後市浅茂川温泉静の里条例施行規則、京丹後市丹後半島森林公園条例施行規則、京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例施行規則、京丹後市かぶと山虹の家条例施行規則、京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例施行規則及び京丹後市離湖公園条例施行規則の規定による用紙で、京丹後市離湖公園条例施行規則現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、使用することができる。

附 則（令和5年3月31日規則第30号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の京丹後市織物センター条例施行規則、第2条の規定による改正後の京丹後市天女の里交流施設条例施行規則、第3条の規定による改正後の京丹後市小町公園条例施行規則、第4条の規定による改正後の京丹後市浅茂川温泉静の里条例施行規則、第5条の規定による改正後の京丹後市丹後半島森林公園条例施行規則、第6条の規定による改正後の京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例施行規則、第7条の規定による改正後の京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例施行規則、第8条の規定による改正後の京丹後市かぶと山虹の家条例施行規則、第9条の規定による改正後の京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例施行規則及び第10条の規定による改正後の京丹後市てんきてんき村関連施設条例

施行規則の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、第1条の規定による改正前の京丹後市織物センター条例施行規則、第2条の規定による改正前の京丹後市天女の里交流施設条例施行規則、第3条の規定による改正前の京丹後市小町公園条例施行規則、第4条の規定による改正前の京丹後市浅茂川温泉静の里条例施行規則、第5条の規定による改正前の京丹後市丹後半島森林公園条例施行規則、第6条の規定による改正前の京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例施行規則、第7条の規定による改正前の京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例施行規則、第8条の規定による改正前の京丹後市かぶと山虹の家条例施行規則、第9条の規定による改正前の京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例施行規則及び第10条の規定による改正前の京丹後市てんきてんき村関連施設条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

- 4 第1条の規定による改正前の京丹後市織物センター条例施行規則、第2条の規定による改正前の京丹後市天女の里交流施設条例施行規則、第3条の規定による改正前の京丹後市小町公園条例施行規則、第4条の規定による改正前の京丹後市浅茂川温泉静の里条例施行規則、第5条の規定による改正前の京丹後市丹後半島森林公園条例施行規則、第7条の規定による改正前の京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例施行規則、第8条の規定による改正前の京丹後市かぶと山虹の家条例施行規則及び第9条の規定による改正前の京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例施行規則の規定による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

京丹後市長（指定管理者） 様

住所
申請者 氏名
電話番号

かぶと山虹の家利用申請書

次のとおり、かぶと山虹の家を利用したく申請します。

利 用 人 数			
利 用 目 的			
利 用 日 時	自	年 月 日 () 時 分	
	至	年 月 日 () 時 分	
利 用 施 設			
利 用 設 備 及 び 備 品 類			
冷 暖 房	要 不要	使 用 料	
備 考			

使用料の減額又は免除を受けようとする場合は、以下の太枠内もご記入ください。
なお、減免団体の登録がある場合は、減免を受けようとする理由の記載は不要です。

減 免 団 体 登 録 の 有 無	有 ・ 無	登 録 番 号	
減免を受けようとする理由			

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長（指定管理者）



かぶと山虹の家利用許可書

年 月 日付けで申請のありましたかぶと山虹の家の利用について、
次のとおり許可します。なお、利用に際し京丹後市かぶと山虹の家条例、同施行規則及
び指示事項を遵守してください。

利 用 人 数			
利 用 目 的			
利 用 日 時	自	年 月 日 () 時 分	
	至	年 月 日 () 時 分	
利 用 施 設			
利 用 設 備 及 び 備 品 類			
冷 暖 房	要 不要	使 用 料	
備 考			

減 免 団 体 登 録 の 有 無	有 ・ 無	登 録 番 号	
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由			

第 号
年 月 日

様

京丹後市長（指定管理者）



かぶと山虹の家利用不許可決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたかぶと山虹の家の利用について、次のとおり不許可と決定したので通知します。

利 用 人 数	
利 用 目 的	
利 用 日 時	自 年 月 日（ ） 時 分 至 年 月 日（ ） 時 分
利 用 施 設	
不 許 可 の 理 由	
備 考	

（教示）

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京丹後市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京丹後市を被告として（訴訟において京丹後市を代表する者は京丹後市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長（指定管理者）



かぶと山虹の家利用許可取消決定通知書

年 月 日付け第 号により許可しましたかぶと山虹の家の利用について、次のとおり許可を取り消すことに決定したので通知します。

利 用 人 数	
利 用 目 的	
利 用 日 時	自 年 月 日（ ） 時 分 至 年 月 日（ ） 時 分
利 用 施 設	
取 消 の 理 由	
備 考	

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京丹後市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京丹後市を被告として（訴訟において京丹後市を代表する者は京丹後市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第6条関係)